

令和7年度 山梨県物品等競争入札参加資格者の指名停止措置状況

(令和8年1月13日現在)

No.	業者名	所在地	登録業種	処分理由	発注者	処分根拠	指名停止期間	備考
1	日本交通技術株式会社	東京都	調査・研究他	独占禁止法違反	富山県他	別表第2 第10号	令和8年1月13日から 令和8年7月12日まで (6箇月)	独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けたことは、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第10号(独占禁止法違反行為)に該当するため。